# 許されない弾圧
# 高裁でも無罪の判決

10月５日、大阪高裁で「京都事件」の判決があった。京都事件とは、ベスト・ライナー事件、近畿生コン事件、加茂生コン事件の３つの事件を併合した刑事裁判。

この事件は、会社の偽装倒産に対するストライキの実施や労使協議を通じた解決金の請求など、正当な組合活動を警察・検察側が「企業恐喝」や「強要」にあたるとして起訴したことで関生支部（全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部）の湯川裕司委員長と武建一前委員長に対し、懲







役10年を求刑した事件である。しかし、大阪高裁の飯島裁判長は検察側が行った控訴を全件棄却した。これにより、無罪とした一審の京都地裁判決が全面的に維持される結果となった。

また、判決言い渡しに先立って行われた事前集会には、雨が降る悪天候の中、多くの労働組合、市民が駆けつけた。集会では、関西生コン支部、細野書記長から本来であれば労使間で合意解決してい

た事案を、数年が経過してから警察や検察が意図的に掘り起こして事件化し、長期勾留や組織切り崩しを図った捜査手法に対する強い抗議の発言であった。加えて、京都事件にとどまらず、滋賀、奈良や大阪など他地域で言い渡されている不当な有罪判決に対しても、労働法に基づかない不当な判断である。無罪を勝ち取った後も、組織の拡大と連帯の旗を取り戻すために全力を尽くすという固い決意で締めくくった。

ベスト・ライナー事件は、京都生コン協同組合が労働組合対策で設立した専属輸送会社あるが、関生支部の分会が結成したことをきっかけに企業閉鎖の申し入れと解決金の提示をしてきた。しかし、京都府警はこれらを関生支部が仕掛けた「企業恐喝」「強要」と事件をでっち上げ、不当逮捕ののち、広域協組を逮捕して「威力業務妨害」や「恐喝」として事件をでっちあげた。だが、公判にて関生側の証人や証拠により嘘が暴かれた。

◇

10月19日、上告期限の最終日、大阪高検は「適法な上告理由を見出し難い」と言う理由で上告を断念した。もし、この京都事件が裁判で正当な判断がなされていなければ、全港湾大阪支部の運動にも大きな影響を及ぼすことは明らかであった。私たちは、この裁判を検証し、学ばなければならい。

（執行委員　　小林　勝彦）

# 全北部本部代表団５名が来日

10月１日(木)から５日(月)の日程で、第27期全北部本部代表団５名が来日し、大阪・兵庫の労働者との定期交流を行いました。

35年を超える歴史を持つこの交流会を通じ、日韓労働者の国際的な連帯闘争の必要性を改めて確認する５日間となりました。

10月２日の午前はJAM西日本会館にて、熱中症問題を中心に、職場ハラスメントや移住労働者、弱い立場の労働者への弾圧など、多岐にわたる共通の労災・労働問題を議論。労働組合と安全センターによる緊密な取り組みの重要性を共有しました。

同日夕方には港合同田中機械ホールにて討論会と交流会を開催し、文化交流を交えて友好を深めました。




３日はウトロ平和祈念館を訪れ、在日朝鮮人に対する差別問題を歴史的観点から学習した後、平等院を見学しました。

４日の午前は人と防災未来館を訪問し、同行した地元の仲間から阪神・淡路大震災の被災・



支援経験の生の声を聞き、大いに関心を寄せました。

午後は神戸ポートオアシスにて兵庫地域の労働者と討論会を行い、神戸港の軍港化問題や、本四海峡バスにおける非正規職の正規職化への闘争報告を共有。共通の課題に対して日韓で議論を深めました。

夜には春日野道で送別会が開催され、長年続く日韓労働者交流を今後も継続していくことを強く約束し、全日程を締めくくりました。

（大正埠頭分会　萩原亥王）

## 10・21国際反戦デー
# 戦争はさせない

10月21日、国際反戦デーの集会として350名が参加し、中之島女性像前で開催されました。

司会の平田さんは、1966年の反戦運動の歴史を振り返り、当時のベトナム戦争に触れつつ、戦争を止めるための国民の力の重要性を強調しました。現在も続く戦争やその影響に抗う意義を訴え、高市政権の憲法改悪を許さない姿勢を呼びかけました。

続いて、アピールとして弁護士の永嶋靖久さんが、外国干渉防止法について警鐘を鳴らしました。この法律は、外国の利益を促進する行為を処罰するもので、定義が曖昧で不安要素が多いと指摘。政治的プロセスに悪影響を及ぼす可能性のある活動は、日本と欧米諸国の離反を促進し、政府の信用を失わせるような行為は、明らかに悪意のある事例とされ、正当な活動が干渉とされる恐れや、自己の意見を持つ者が「外国の手先」とされる状況を懸念しました。無用な戦争と憲法改悪を止めるために集会後、参加者は梅田うめきた公園までデモを行い、大阪支部から25名が参加しました。

（担当　陣内恒治）

